

## 教 育 委 員 会 定 例 会 議 録

### 1 日 時

平成29年11月8日(水)

開会 9時00分

閉会 11時04分

### 2 場 所

教育委員室

### 3 出席者及び欠席委員の氏名

出席委員 廣田恵子教育長、岩崎恭典委員、森脇健夫委員、黒田美和委員、  
原田佳子委員

欠席委員 なし

### 4 出席職員

教育長 廣田恵子(再掲)

副教育長 木平芳定、次長(教職員担当) 浅井雅之、

次長(育成支援・社会教育担当) 辻善典、次長(研修担当) 山田正廣

教育総務課 課長 長崎敬之

高校教育課 課長 徳田嘉美、班長 萬井洋、主幹 杉阪英則

保健体育課 課長補佐兼班長 嶋田和彦、充指導主事 後藤大介

教職員課 課長 小見山幸弘、課長補佐兼班長 竹尾和彦、班長 岡村芳成、  
主査 中西祐司、主査 山本篤志

生徒指導課 課長 山口香、課長補佐兼班長 山田喜久、班長 風間泰人

子ども安全対策監 小林宏行

教育財務課 課長 藤森正也、課長補佐兼班長 長尾和子

社会教育・文化財保護課 課長 山本寛二、主幹 二見哲生、主査 植村一弘

### 5 議案件名及び採択の結果

審議結果

議案第32号 平成29年度三重県一般会計補正予算  
(第6号)について

原案可決

議案第33号 三重県立鈴鹿青少年センターの指定管  
理者の指定について

原案可決

議案第34号 三重県立熊野少年自然の家の指定管  
理者の指定について

原案可決

議案第35号 懲戒処分の指針の一部改正について

原案可決

議案第36号 職員の人事異動(事務局)について

原案可決

### 6 報告題件名

- 報告 1 三重県立高等学校入学者選抜における県外からの県立高等学校への入学志願について
- 報告 2 平成30年度三重県立高等学校入学者選抜前期選抜の募集枠について
- 報告 3 三重県部活動ガイドライン（中間案）について
- 報告 4 平成30年度三重県立学校実習助手採用選考試験の実施について
- 報告 5 平成28年度「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」（文部科学省調査）及び平成29年度「いじめの問題に関する児童生徒の実態把握並びに教育委員会及び公立学校の取組状況に係る調査」（県教育委員会調査）の結果について

## 7 審議の概要

### ・開会宣言

廣田恵子教育長が開会を宣告する。

### ・会議成立の確認

全委員出席により会議が成立したことを確認する。

### ・前回審議事項（10月23日開催）の審議結果の確認

前回定例会の審議結果の内容を確認し、全委員が了承する。

### ・議事録署名者の指名

黒田委員を指名し、指名を了承する。

### ・会議の公開・非公開の別及び進行の確認

議案第32号は、県議会提出前のため、議案第33号及び議案第34号は、審議に法人情報が含まれるため、議案第35号及び議案第36号は、審議に人事に関する情報が含まれるため、非公開で審議することを決定する。

会議の進行は、公開の報告1から報告5の報告を受けた後、非公開の議案第32号から議案第36号を審議する順番とすることを決定する。

### ・審議事項

**報告1 三重県立高等学校入学者選抜における県外からの県立高等学校への入学志願について（公開）**

（徳田高校教育課長説明）

報告1 三重県立高等学校入学者選抜における県外からの県立高等学校への入学志願について

三重県立高等学校入学者選抜における県外からの県立高等学校への入学志願について、別紙のとおり報告する。平成29年1月8日提出 三重県教育委員会事務局 高校教育課長。

県外からの県立高等学校への入学志願について、検討状況を報告いたします。資料

の1ページ、「1 三重県立高等学校入学者選抜制度検討会における検討状況」をご覧ください。これまで検討会を4回開催してまいりました。第3回の検討会では、「小規模高等学校の活性化」、「特色ある学科・コースの活性化」、「部活動を通じた活性化」の3つの観点から、県外から入学志願ができる制度を検討していくこととされ、第4回検討会は、制度の具体的な内容について協議していただきました。

その結果、①小規模高等学校の活性化の観点では、活性化協議会を設置し活性化に取り組む学校、②特色ある学科・コースの活性化の観点では、地域に唯一の職業学科又は県内唯一の学科・コースのうち、一層の活性化が望まれる学科・コースを有する学校、③部活動を通じた活性化の観点では、平成30年度入学選抜でスポーツ特別枠選抜を実施する学校を検討対象校とすることがとりまとめられました。

なお、硬式野球については、過去の実績を踏まえ、事務局と検討会会長が検討対象校を協議することとしました。

また、県外から入学志願できる制度を実施する場合には、県内の中学生の進路に配慮し、入学定員の5%程度を上限とすることが適当とされました。

「2 検討会でとりまとめられた具体的な制度の概要」をご覧ください。(1)には、検討対象となる具体的な学校名を挙げてあります。学校別活性化協議会を設置している学校は、アの10校になります。

地域に唯一の職業学科又は県内唯一の学科・コースにつきましては、イの尾鷲高校、白子高校の学科・コースが該当します。

スポーツ特別枠選抜、直近5年間に全国大会に出場した硬式野球部を有する学校につきましては、3ページの別紙です。これにつきましては、会長との協議のうえ挙げさせていただいております。

2ページをご覧ください。(2)(3)のように県内の中学生の進路に配慮し、県外出身の入学者数に一定の制限を求めることや、県外からの入学と県内の通学区域の整合性を検討することが必要との意見が出されました。

「3 今後のスケジュール」をご覧ください。今後、検討対象校となった高等学校が、PTA等の意見を聴きながら検討を行い、教育委員会事務局がとりまとめ、2月上旬の第5回検討会でご意見をいただきます。そして、3月下旬の定例会において、県外からの入学志願制度を決定していただきます。

4ページをご覧ください。4ページは、検討会でいただいた意見や各都道府県について、県外からの入学志願に係る効果と課題として、2つの観点でまとめさせていただいたものです。

5ページの横長の表をご覧ください。生徒だけの転住で入学志願できる都道府県立高等学校の状況として、他県の状況をまとめさせてもらったものです。この2つの資料は、検討会においても、協議をしていただいたものです。

三重県立高等学校入学者選抜における県外からの県立高等学校への入学志願につきまして、報告は以上でございます。

#### 【質疑】

教育長

それでは、報告1については、いかがでございましょうか。

森脇委員

具体的にいくつか質問をさせていただきます。最初の1ページの活性化協議会ということについて、もう少し説明をしていただけるとありがたいのですが。つまり、活性化協議会を設置している学校がアとして挙げられていますが、ということは、ほかにはないということですよ。活性化協議会を設けるということは、例えばどういう状況にある高等学校が設けるとかの決まりがあらかじめあって、それで活性化協議会を設けているのか、それとも各学校が自主的に活性化協議会を設けるといったら、設けられるものなののでしょうか、というのが1点目の質問です。

高校教育課長

活性化協議会につきましては、平成29年3月に策定しました、県立高等学校活性化計画の中で、1学年2クラス以下の学校につきましては、地域等と連携しながら、今後の学校の魅力・活性化を図っていくための方策を検討していくものとして「活性化協議会」というものを設けていくと定められております。それとともに、同様に3クラスの学校につきましても、このような活性化協議会をつくっていくということで示しているものでございます。このような協議会を設定している学校は、県内で10校ございます。このような学校につきましては、今回の入学志願制度におきまして、一定、地域の状況の中で、少子化等の対応についても、検討していく必要があるのではないかとというようなご意見をいただいております。

そういう中で、学校が地域と連携しながら、学校の魅力化や特色化に取り組んでいる学校が、県外からの入学志願を認めている学校としてふさわしいのではないかとのご意見から、小規模な学校においては、協議会を設定している学校が適切であるというようにご意見をまとめていただいたものであります。

森脇委員

そうすると確認ですが、2クラス以下の高校は全部入っていると。3クラスの学校もこの中に入っているということですか。

高校教育課長

活性化協議会を設置している学校につきましては、今おっしゃったように、1学年3クラス以下の学校全てが入っています。

森脇委員

次の質問です。県外生徒については入学定員の5%程度を上限とするというその数値的な根拠はどのような理由で設定をされたのでしょうか。

高校教育課長

他県におきましては、5～10%ぐらいという形で設定している県が多いということ。平均では7%ぐらいになっているという状況がございまして。

このようなことを加味しながら、県内外の入試状況などがある中で、5%程度が適切ではないかと協議をいただきました。

森脇委員

わかりました。最後の質問です。2ページの県内中学生との公平性の確保のところ、県内に住んでいる中学生も、通学区域にかかわらず入学志願できるようにするこ

とが公平性の担保になるのではないかという意見が出て、それを検討していくとなっていますが、それは認める方向で検討していくということでしょうか。それとも、ゼロから、そういう論点そのものが成り立つかを検討していくということでしょうか。方向性は決まっているのか。

高校教育課長

検討会におきましては、一定、現在の県内の中学生についての配慮も必要であるということから、通学区域にかかわらず、県外から認める学校においては出願できるようにというご意見もいただきました。

一方で、今回の検討会においては、通学区域まで深く議論していくものではないのではというご意見もいただきました。

そのようなことで、第4回におきましては、検討が必要であるというような形でまとめていただきました。

森脇委員

では、方向性は決まってないということですね。

高校教育課長

明確に決まっているわけではございません。

黒田委員

参考までにお聞きしたいのですが、(2)の各学校の入学定員の5%程度、森脇委員もおっしゃった数字ですが、過去の実績としては、大体何%ぐらいだったかというのは教えていただけますか。

高校教育課長

今回、規則違反の状況の中で、こういう形の県外から保護者が居住を伴わずに入学してきているという生徒は116名という数字でした。パーセントという形では分母をどこに持っていくかということが難しく、求めています。単純に1学年に割りますと、3分の1ということになるのかもわかりませんが、なかなか具体的な数値として求める状況にはいっておりません。

四日市中央工業につきましては、最大で18名が入学しているという状況がありますので、そこだけを考えますと、1学年で8%ぐらいの状況になっているということです。

原田委員

先ほどの論点の通学区域割りがあるので、私は南勢のほうですが、北勢のほうに例えば強いスポーツのチームがあって、そちらに行きたいという、とあるクラブの子たちがいれば、こういう県外からも受け入れるとなると、やはり議論をしていかないと、それはそれ、これはこれという、公平性が保てないと思います。その部分もしっかりと議論をしていかなければ、県外が認められて、なぜ同じ県内の僕たち私たちが認められないんだということになってしまいかねないので。

そして、今回、スポーツ強豪校の問題からこういう問題が出てきたことによって、逆に言うと、ついこの間、テレビ放送で拝見したのは、水産高校が志摩のほうの学校ですが、選挙の前に18歳だと選挙権が得られるので、期日前投票の投票箱を設けましたと。そのときに大阪からの生徒さんだったと思いますが、僕はこの伊勢志摩地域

に非常に魅力を感じて、ここで就職していきたい。そのうえで料理の勉強をしてここに定着したいと思っているというような意見が出ていて、大阪という都市圏から、こういった地域の少子化、活性化に非常につながる部分のところにもまで今度は議論が及んできたと思うので、こういう前向きな部分も踏まえながら、しっかりと議論を進めないといけないと思います。

岩崎委員

大分論点が明らかになってきて、その意味で1ページの検討の対象となる学校という部分の、私は、このアというのは十分理解できるし、必要だと思っています。

ただ、このときに、例えば保護者の転住を伴わず県外から入学をするという場合もここにはあるということですね、対象校には。

そうすると、現状では例えば水産なんかは、寮があったりしましたよね。ああいうような寮の復活みたいな話はワンセットで議論することになるのでしょうか。

高校教育課長

現在、水産の寮の復活ということですが、具体的にこのことで施設・設備等整備のところまで検討しているものではありません。地域の協力も得ながら、県外から来た生徒の安全・安心の確保に努めていくという形で協力していくということになります。

岩崎委員

そうすると、里親みたいな感じが一番望ましいみたいな感じになるのかな。

高校教育課長

里親、あるいは、保証人といいますか、見守りをできるような方を学校が設けて、子どもたちが安全に学校生活を送れるような取組を地域とともにしていくことが必要かと思っております。

岩崎委員

その受け入れ体制というのは、活性化協議会のほうでも議論をしてもらわなければいけないという話になっていく可能性はあるということではないですか。

副教育長

現在も9校10校舎で5月から本格的に活性化の議論をしております。要は中学生に魅力を感じて入学してもらおうと。そのときに地域からというだけでは、子どもが少ないので、特におっしゃったような志摩地域は、水産高校は県外からの生徒というのも今もいますが、県内では水産高校の寮は、今はございません。あと、地域、地元市町も含めて、もしそういう形で生徒が魅力を感じて来てもらったときに、どういう支援体制がしてもらえるかとか、そういう下宿とかを含めて、議論としては、全ての学校ではないですが、協議会の中においても、いろんなメンバーの方に入ってもらっていますので、協議はこの議論の前から出されている状況がございます。

今回、またこういう形で各学校で本当にこういうことをするのかどうかという議論において、協議会というのは重要な役割を担うと思いますので、そこにもきちんと今の状況を説明しながら、議論を深めてもらうことになるかと思っております。

岩崎委員

それが1点と、県内の北勢の中学生が私は紀南で高校生活を送りたいとかいうのも、十分、今回は選択肢としてはあり得るということも、検討すべきではないかな。逆の

ことでいえば、1ページの2の(1)のイの部分ですが、例えば、通えないけど白子で吹奏楽をやってみたいという県南の子がいたら、受け入れる必要が僕はあるような気はするんです。

それと同じことが、ウのほうも言えるのですが、この考え方も硬式野球はまだ別途検討というお話でしたが、スポーツ特別枠の選抜を実施している高校について、県内からも学区を越えて行けるという体制は、とっておく必要はあるような気がするし。ただ、そうなるとう度は指導者、教員の異動みたいなものは、何らかの配慮をやっていくことになるのでしょうか。そこが悩ましいかなと思うんですが。入学したけど監督・指導者が替わってしまったというようなことがあると、これは生徒の希望もしぼんでいってしまう部分でもありますね。

副教育長

強化指定校はスポーツ推進局と教育委員会とが協議しながら一定の基準をもって決めるということで、高等学校の強化指定部活動を指定するわけですが、それは単に指定するだけではなく、おっしゃったような指導者、顧問、助教員の配置というのは、難しいところがありますが、やはりそこは強化指定ということですので、異動や全体を考えながら、強化指定ということをきちんと念頭に置きながら、当該学校長なりと十分協議をしながら配置していくと。

いろんな状況の中で異動という場合があったとしても、代わりにくる方について、資質のある方の確保を検討するということですね。強化指定ということにおいて、配慮というか、対応はトータルとしては人的配置も連続させていただくと思います。

岩崎委員

そういう方針では、今後も維持していきたいということによろしいですか。わかりました。

それから、これから今後のスケジュールを拝見しますと、PTA等から意見を聴いたうえで、実施するか否かを検討対象校が検討するというお話でありました。その中で、前回のこの議題のときにもちょっと申し上げましたが、今いる生徒の満足度は把握しておいてほしい気がします。当事者として、例えば、こういうことがもっとあったらよかったとか、あるいは、今、こういう点で十分満足しているというような意見が、PTA等の中の「等」のところに、当事者の満足度みたいなものが何らかの形で把握できればいいなと思っています。これは要望です。私からは以上です。

原田委員

今、岩崎委員がおっしゃった、当事者の満足度という意味においては、やはりいろんな検討を積み重ねていくうえでも、受検生の立場からすると、本当に単純に県外から受け入れるとなれば、枠が狭まる。僕が目指す学校の、特に定員割れしている学校ではないところを目指そうとしている生徒にとっては、すごくマイナスな要素ととってしまうと思うので、ここの部分においては、例えば、定員というものの根本も踏まえて配慮していくということも考え得る部分でしょうか。

高校教育課長

県全体の定員といたしましては、県外から受検してくれる中学生の数も勘案して確定していくものです。全体枠としては、そのことを加味されての策定となっております。

すので、配慮はしている部分もあると捉えているところです。

それから、先ほど岩崎委員がおっしゃった生徒の満足度につきましては、現在におきましても、高校生の話を今回の状況にあった高校を中心にしながら話を聞いていく中で、一緒に切磋琢磨しながらやっていくことによって、非常に一定の成果につながっていったり、自分の力量なり生活の部分においても、レベルアップしていけるという、満足しているという声も、比較的多く聞いておりますので、そういったことも踏まえながら、学校のほうでも検討していくことになろうかと思えます。

岩崎委員

多分、意見を聴いていくと、最近の子どもたちって空気読むから、私の3年間、無駄だったとは絶対言わないと思います。切磋琢磨して非常にやりがいがあったと言う。けれど、そこをせっかくこういう制度を明確化するのであれば、そういう中で、では、あなたたちが後輩に伝えるときに、〇〇高校で野球をやって、ここはよかった、けれども、ここは課題があったという課題の部分を把握しておく必要が僕はあるような気はするんです。だから、そこは無理にとは言いませんが、当事者の満足度の中で、不満の部分は絶対あると思いますので、それはひよっとすると、この4ページに書いてあった、生活面でもみずからを律して生活しているという、これはそうであってほしいとは思いますが、その部分がどうしても崩れがちだったとか、そういうような課題は出てくるだろうと思っていて、公式的な話だけではなくて、そのあたりも何か聴き取りをしながら、せっかくこういう制度を明確化しようとするのであれば、きちんと留意事項みたいな感じで保護者の方にも周知できるようなものになったらいなと思っています。

教育長

あと、いかがでしょうか。

—全委員が本報告を了承する—

#### ・審議事項

**報告2 平成30年度三重県立高等学校入学者選抜前期選抜の募集枠について（公開）**  
(徳田高校教育課長説明)

報告2 平成30年度三重県立高等学校入学者選抜前期選抜の募集枠について

平成30年度三重県立高等学校入学者選抜前期選抜の募集枠について、別紙のとおり報告する。平成29年11月8日提出 三重県教育委員会事務局 高校教育課長。

平成30年度三重県立高等学校入学者選抜に関する高等学校別の実施要項については、7月13日の定例会で報告したところですが、飯南高等学校及び南伊勢高等学校南勢校舎の募集枠について、改めて報告いたします。

資料をご覧ください。1学年3学級以下の高等学校では、県立高等学校活性化計画に基づいて協議会を設置し、7月には活性化プランを策定し、地元市町の協力を得ながら、活性化の取組や学校の魅力の発信などの取組を行っているところです。

今回、高等学校別の入学者選抜実施要項を策定した7月以降の状況の変化を踏まえ、協議会を設置している高等学校のうち、前期選抜の募集枠が上限未満の学校の募集枠



について、学校と協議のうえ、改めて募集枠を定めることとしました。具体的には前期選抜募集枠を飯南高等学校は50%に、南伊勢高等学校南勢校舎は30%とします。平成30年度三重県立高等学校入学者選抜前期選抜募集枠についての報告は以上です。

**【質疑】**

教育長

それでは、報告2については、いかがでしょうか。

森脇委員

提案としては募集枠のパーセントを増やすということですね。それは何が理由なのか、簡単に教えてもらえますか。

高校教育課長

7月に学校別の実施要項を定めましたが、それ以降、先ほども述べさせてもらいましたように、学校別の活性化協議会を設置している学校が7月にプランを策定して、そこから取組を始めている状況がありました。そのことは、今言いました7月13日以降にその取組が進んできているということから、募集枠の上限までいっていない学校につきましては、目的意識を持った子どもたちの入学につながったりするというようなこともありますので、その変化を踏まえて、このような対応をさせていただくということでございます。

森脇委員

その募集枠を増やすと、どういう効果があるのでしょうか。つまり定員割れが全体として防げるというようなことにつながるのでしょうか。

高校教育課長

上限まで変更することによりまして、地元の中学校から高い目的意識を持って入学したり、意欲的に学習に取り組む生徒の増加につながってくるのが期待できると考えております。

森脇委員

結果的には定員割れを防ぐということにつながると。

高校教育課長

定員の充足と、学校の活性化・魅力化にもつながっていくと考えています。

森脇委員

わかりました。

教育長

ほかにごありますか。

—全委員が本報告を了承する—

**・審議事項**

報告3 三重県部活動ガイドライン（中間案）について （公開）

（嶋田保健体育課長補佐兼班長説明）

三重県部活動ガイドライン（中間案）について、別紙のとおり報告する。平成29年11月8日提出 三重県教育委員会事務局 保健体育課長。

まず、資料のガイドラインの中間案ですが、第1回のガイドライン策定委員会に提案しましたガイドラインの項目、内容について、各委員等の方々からいただきましたご意見を参考に事務局で作成したものでございます。

資料のご説明の前にお詫びが1点ございます。資料の三重県部活動ガイドライン中間案をご覧くださいますと、各ページの下に打ってありますページ数ですが、今回、別添資料ということで表紙からページを打った関係で、各ページのページ数が2ページ増える形になってしまいました。ご説明の際には、資料の下にあるページをもとにご説明させていただきますので、ご迷惑をおかけしますが、よろしくお願ひします。

では、3ページをご覧ください。まず、学校教育の一環としての部活動ということで、「(1)部活動の意義」とございますが、学習指導要領をもとに事務局で作成しました。それをお示しさせていただいております。

次の4ページをご覧ください。①では、生徒の「健全な成長」の視点から見た部活動の現状と課題について述べています。上段のほうから、部活動の加入率は中学校で90%、高等学校で80%を超えていること。中学校の運動部については、平日及び休日の1日当たりの活動時間の平均を示し、これにより1週間を通じて、約16時間、活動をしていることがわかってまいります。これは平均ということですので、活動時間の少ない部活もあれば、20時間を超える活動を行っている部活があるということも考えられ、そういったところについては、長時間の活動による影響が心配されるところでございます。

中段へ行きまして、発育発達過程による分類という四角囲みをご覧ください。中学生頃、高校生頃はそれぞれポストゴールデンエイジ、インディペンデントエイジと呼ばれているということでございますが、特に中学生の時期は、過度な負荷、オーバーワークが禁物であるとされているところでございます。

22ページに飛びまして、④「スポーツ障害の予防」のグラフをご覧ください。これは、島根県の研究チームが調査した「活動時間と痛みの関係」を示したグラフでございます。この調査によりますと、痛みやスポーツ障害の発症は、活動時間が長いほど高くなるというようなことが出ているということです。

5ページにお戻りいただきまして、②教員の「働き方の見直し」の視点からというところをご覧ください。こちらは教員の視点から見た部活動の現状と課題になります。上のほうから教員の時間外勤務の状況をお示するとともに、中学校の昨年度のスポーツ庁の調査によると、この10年間でクラブ活動にかかわる時間が2倍になっていることを示しております。

さらに、日本体育協会の調査によりますと、体育教員でなく、その競技の経験のない教員は、中学校で45.9%、高等学校で40.9%もあるということです。

以上のような現状と課題をもとに、県として部活動ガイドラインを策定するというところでございます。

8ページをご覧ください。上段に点線で囲ってありますが、部活動ガイドラインの運用をお示ししました。各学校では、部活動ガイドラインを基に、自校の全ての部活

動に共通するルールなどを定めた「学校部活動運営方針」の策定や見直しを行います。その後、各部において活動計画を作成し、校長が各部の活動が計画に基づいたものになっているのかチェックをして、改善を図っていくことになっています。

下から3行目にお示ししていますように、各校での取組状況について、これまで保健体育課で実施してきました「学校体育・部活動実態調査」を通じて、毎年調査を継続して、状況を把握していきたいと思っています。

9ページをご覧ください。下段の枠の中に、休養日の設定案をお示ししています。中学校は、1週間のうち、2日は休養日を設定する。うち1日は土曜日又は日曜日とする。高等学校は、1週間のうち、1日は休養日を設定する。土曜日又は日曜日の1日とするをいたしました。

次に、10ページをご覧ください。活動時間の設定案をお示ししています。中学校は平日2時間以内、週休日及び休日に活動する場合は、4時間以内とする。高等学校については、平日は3時間以内とする。週休日及び休日に活動する場合は、4時間以内とするをいたしました。

続きまして、12ページをご覧ください。地域人材の活用として、本年4月1日以降、学校に配置することができるようになりました部活動指導員について触れております。以下、13ページに体罰等の行き過ぎた指導の根絶や、安全管理と事故発生時の対応等について触れております。16ページ以降に参考資料として熱中症に関する資料、19ページ以降に活動中の事故と裁判所の判断ということで、2事例について、注意義務等を挙げて説明しています。以上が、中間案の概要となります。

これをもとに、昨日、第2回の三重県部活動ガイドライン策定委員会を開催し、この中間案の内容についてご協議をいただきました。その中での協議の中心となりましたのが、やはり休養日の設定でした。委員会の主な意見として簡単にですが、大会等が多く開催される時期とそうでない時期とでは、活動の対応が異なることもある。あるいは、土日のいずれかが休みとなるなら、土日を利用しての遠征などは難しくなるんじゃないかという意見であるとか、あるいは、反対に中学校については、週に2日の休養日を設定し、そのうち1日を週休日とする考え方を大切にしたいと考えているというような意見もありました。

また、大会が土日に計画されていることが多いので、あるいは日曜日の大会がある場合は、前日に練習を休みにすることがなかなかできないということで、ただ、このガイドラインの案の中にも、違う曜日に休養日を設定するようにしてもよいというふうに書かれておりますので、原案どおりでいいのではないかという意見も出させていただきました。そういうようなことを踏まえまして、この原案については、おおむね承認をしていただいたということでございます。

あと、ガイドラインは強制力のある規則かという意見もありましたが、あくまでガイドラインですので、目安あるいは指針であるということで、まずは週休日に休むという発想を皆さんに持ってもらいたい、そこが重要ではないかということを確認させていただいたところです。

## 【質疑】

教育長

それでは、報告3については、いかがでございましょうか。

森脇委員

全国の動向と比べると、この休養日の設定の程度はどのあたりに位置するのでしょうか。

保健体育課長補佐兼班長

国のほうの策定が来年の3月ということで、本県もそれに合やすような形で今、動いておるところです。国のほうがつくるということで、それに合わせてという動きは、他県も本県より早いところはそれほどない状況で、国のが出てから考えようという県も多くございますので、ガイドラインをつくることについては、三重県はどちらかといえば進んでいるので、お答えしにくいです。

ただ、ガイドラインとは別に、例えば働き方をどうするのかということを取り決めている県においては、中学校でいくと、週2日休みをとったり、高校でも1日休みというところが間々あるのではないかと思います。

岩崎委員

これは一つのマニュアルみたいな感じで各校がこれを持って、それで各校にふさわしい話し合いをしていくとすると、例えば、この資料でずっと付けていただいている部分でも、できるだけ三重県の話がほしいなという気はするんですね。例えば、さっきご紹介のあった22ページのスポーツ障害の予防の部分というのは、そんなもんだろうとは思いますが、これに類するデータは三重県ではとっていないんですか。

保健体育課長補佐兼班長

これはお医者さんの研究チームがされたということで、これは策定委員会の委員長の三重大学の教授の先生に紹介していただいた資料でして、県内ではこういった研究はまだ進んでいないのではないかと思います。

岩崎委員

23ページにある運動部活動を担当する教員の競技経験というのも、体協で調べたから全国データですね。これ、三重県内はこういう状況ですというのがほしいという気はするんですが。

保健体育課長補佐兼班長

検討させていただきます。思っているのは、全国と大きく変わるというイメージはもっていないというのもあります。

岩崎委員

それから、事件事例なども別に県内事例を載せろとは言いませんが、例えば、事故がこんなに多発する傾向があるという警鐘を鳴らす意味からも、学校の保険の支払の部分である程度事故の件数はつかめるんじゃないかな。だから、クラブ活動がだめですという気はないんですが、例えば柔道とかそういうので結構事故が起こりやすいから、指導者がついていないといけないし、長時間やっていると、ますますそれが傾向としてある程度出てくるというような話で、つかめればと思うんですが。あれはつかめないですか。

辻次長

全体の数字だけが出てはいるのですが、その内容までつかめるかどうか。もう一度、改めて見たうえで、検討します。

岩崎委員

できれば一つ説得的な話かなという気はするんですが。

黒田委員

学校側としては、この休養日をとっていく、設定するというところでとるべきとは思いますが、例えば強いチームほど練習時間を取るような傾向がありまして、学校は休みだけど、企業であったり、スポーツクラブであったり、そういうところで補うというようなことが起こり得るんじゃないかと、実体験を通して思っているんです。そのあたりはどこまで学校として追いかけていくのかなと感じているところがあります。そこまではなかなか追い切れないと思います。けれども、中には監督であれ、選手であれ、どうしても練習をしたいと。なので、スポーツクラブに行きたいとか、もしくは顧問の先生が教育委員会からこういうガイドラインが出たけれども、自主トレの範囲といいましょうか、そういうところはどうかかなと思ったのですが。

なので、盛り込めるのであれば、そこまで踏み込んでいくべきなのかどうかというのを試案でどうかかなとは思いますが。正直、休んだら休んだ分だけ取り戻すのが大変だというようなことでやってきた実地体験があるので、実際、選手は焦りとかもあると思うんですね。自分たちが休んでいる間にほかの学校が練習しているところの焦りとかあると思うんですが。

保健体育課長補佐兼班長

なかなか実態や生活を全部把握するのは、難しいところもあるかとは思いますが、ガイドラインをつくった目的の一つが、生徒のけがやスポーツ障害の防止というところがあります。やっぱりやり過ぎるということで障害を起こして、例えば、競技者としての成長がそこでストップしてしまうというのは、三重県としても、おそらくこのぐらいの20年とか競技歴を持っておられれば、そのスポーツをやるコツなどがわかってきて、それが結果に出てくると思うんですが、その時点でけがをしてストップしてしまうと、それは三重県としても大きな痛手になる、そのような思いもあります。やり過ぎがだめだという観点をしっかり学校へも言っていきたいと思えます。

黒田委員

一つは、やっぱり高校と実業団とで練習に行かせてもらったりするケースがあると思うので、学校でできない分をそちらで賄おうみたいな流れにならないといいかなと思います。

原田委員

私は、まさしく今、中学校3年生の息子が部活動をこれで引退したばかりですが、本人の弁いわく、うちの息子のテンションですが、競技うんぬんというよりも、3年間、友達と過ごしたことが非常に楽しかったと。クラス替えみたいにないので、そういった部分であったりとか、それから、顧問の先生との関係性もそれにつながってくるところだと思います。

そうなってくると、部活動の中学校教育の中での運動部、文化部のあるべき姿というところを、一番最初の定義のところにある四角囲みのところのような大きなテーマ

を持って取り組んでいかないと、勝ちにこだわっていけば、今までの経緯の中で練習量を減らすというガイドラインは、非常にマイナスに捉えられる先生や生徒もいるでしょうし、なので、その部分が非常に難しいところではないかと思えます。

さっきの黒田委員のおっしゃるのは、結局、勝ちにこだわって強くなりたくて、将来、有名選手になりたければ、クラブチームに行けばいいじゃないかみたいな話と、やはり中学校教育の中である部活動というのは立場が違うので、その部分において言うと、もう一つの事案としては、昨日、働き方改革のところでバレーボールの顧問が自分に実体験のないバレーボールを子どもたちに教えていくのに、非常におうちで一生懸命理解してから、生徒とコミュニケーションを取りながらというのがあったんですが、あれにおいても言えるところで、これもよくある中学校の現場での出来事ですが、顧問の先生が、例えばバドミントンの経験がないけど教えていた。途中ですごくバドミントンの有能な経歴を持った先生が入ってこられても、先ほどの中学校教育の中でいくと、部活動顧問が替わるタイミングというのがあって、その中学校の新しく入られたバドミントンの先生は、経験のない違う部活に配置されているというようなことは、たまに見受けられるところです。それは、心の教育の部分でいけば、今まで見てきた子どもを、3年生の段階になって有能な先生が入ってきたからって、ガラッと配置を替えるのも、学校現場の中では難しかったりとか、それが先生たちのオーバーワーク、ハードワークにつながって、経験のない部活をずっと指導していかなければならないというところにつながったりとか、根本を言うと、技能の部分重視するのか、生徒とのかかわりを重視するのか、勝ちにいくのかどうなのかというところとかをテーマづけるのが難しいところではあると思うんですが。

どちらかという、息子が通う学校は、公立学校の中では非常に部活動が盛んだと思います。盛んな中で、伊勢で一番を目指していこうという先生たちのモチベーションも高まれば、練習量につながったりすると思うので、ガイドラインでありながら、努力目標となると、あちらの学校ではそこがルーズで、こちらの学校ではそこが厳しくではいけないので、公立学校であれば、ここをしっかりと守っていきましょうというふうにしていかないと、格差も生まれますし、抜本的な改革ができないと思いますので、そのあたりも配慮して取り組んでいただけたらという、意見としてお願いできればと思います。

岩崎委員

5ページで今の原田委員の話の引き続きになりますが、国が、中学校教諭が土日の部活動、クラブ活動にかかる時間は、10年前に比べて約2倍となっていると、国がそういうふうになっている指摘なんです。

保健体育課長補佐兼班長

はい。これはスポーツ庁の調査です。

岩崎委員

10年前の2倍って、すごい増え方をしているんだなと思うのですが。

保健体育課長補佐兼班長

1時間、休日の時間が増えまして、1時間だったのが2時間になったと。

岩崎委員

1時間から2時間になったということ。そうすると、2倍になった理由というのはどこにあるのだろうと思って、休日に開催される大会等への引率を教員が行っていること、審判等大会運営業務、そうするとこれが1時間ぐらい増えたという主な理由になるんですかね。

保健体育課長補佐兼班長

国のほうから、そういった結論めいたものも出されてなかったのですが、おそらくですが、今、委員のおっしゃったようなことではないのかとは思いますが。

私の一つの思いとしては、例えばオリンピックが招致されて、そういうような思い、いろんなスポーツに対する思いも高まってきたのかもわかりませんし、学校ですと、生徒に少しでも試合を経験させたいというので、昔だとトーナメントで1回負けたら終わりというところが、たくさん経験させてあげようというようなことで試合数が増えたりとか、競技の日が増えたりとかいうことも、子どもに対する配慮ということで現場の先生方がやっていた部分もあるので、そういったことも影響しているのかなと思います。

原田委員

試合のトーナメントで負けてもグラウンドは空いているので、それを何とかマッチとかあって、そういうふうに、それで先生たちは終わりであれば、早い時間に終わっていくのですが、一日かかって部活動をやって帰ってくるということがあるので、先生たちの拘束時間も長くなってきていると思います。

5ページの教員の先生方の月平均の残業の数値は、あくまでも平均なので、やっぱり部活動の顧問を持っていらっしゃる方は、絶対的にこの数字より多いというようなのは、本当に何かの機会に学校に行くと思うところですね。そこもあくまでも平均だというふうに見ないと、持っていらっしゃる先生と持っていらっしゃらない先生の、持っていらっしゃらないわけではないのですが、形式上、副顧問みたいになっていらっしゃる先生との違いも明らかに多いと思うので。働き盛りの先生いわく、顧問を持っていらっしゃる人には、家庭があって、家庭を犠牲にしてというつながりになっていくので、そこら辺、本当に先生方の立場になると、現場にいる者でもないですが、言葉悪いですがブラックと言われてしまうのが仕方ない現状を、学校も定時に終わって何か相談事に行ったりするときに感じます。まだ全然終わる気配なく先生たちが動いていらっしゃる様子を見て思います。

教育長

ほかにございますか。よろしいですか。

—全委員が本報告を了承する—

#### ・審議事項

#### 報告4 平成30年度三重県立学校実習助手採用選考試験の実施について (公開)

(小見山教職員課長説明)

報告4 平成30年度三重県立学校実習助手採用選考試験の実施について

平成30年度三重県立学校実習助手採用選考試験の実施について、別紙のとおり報

告する。平成29年11月8日提出 三重県教育委員会事務局 教職員課長。

次年度へ向けての県立学校の実習助手の試験の関係でございます。実習助手というのは、仕事は教諭を助けて、生徒の実験や実習に関する業務を行うというものでございます。募集職種は高校が農業、工業（機械系）、工業（電気・電子・情報系）、商業の4つの教科を今回募集させていただきたいのですが、農業であれば農園とか農林の管理、園芸、あと飼育管理とか、そういうようなことをしたりとか、工業の機械系であれば、実習補助、旋盤加工などの補助であったり、電気の関係では電気設備の配線等の実習であったり、商業であれば、最近、特にパソコンを利用した実習も多いので、その個別指導の実習補助であるとか、そういう仕事をしていただく中身になっております。

1ページに沿ってお話ししますと、3のところで募集教科と採用見込数をお示ししております。今年度は合計で7名を募集したいと考えております。

4に申込資格等がございます。基本的な部分は教員の選考試験と同じで欠格条項等、あと、59歳未満の方が受けられること等は変わっておりませんが、実習助手ということで、資格免許状とそれぞれの項目で②というのがありますが、例えば農業であれば、農業に係る大学の学部・学科を卒業した方というのを資格要件にして、そのような識見の高い人が受験していただけるという中身としております。

次ページをご覧ください。試験会場は津です。配点の関係は、筆答試験、小論文が100点ずつで、面接が200点という形。あと、一般選考と合わせまして、障がい者を対象とした特別選考を同時に行います。試験は同じ内容でさせていただき、募集教科についても、今回の一般選考で行う4つの教科全てで受験していただける形で募集させていただきます。

そうした中で、どうしても障がいの状況によって受けられない科目があれば、代替・免除をしながら選考試験を実施させていただくということで、これについては、教員の選考試験と同じ考え方でさせていただきたいと考えております。

スケジュールです。本日、ご説明させていただき、翌日、実施要項を発表させていただいて、11月10日から12月1日までを募集期間、12月16日に試験を実施し、1月下旬には合格発表という形で今年度についても取り運びたいと思っております。

簡単ではございますが、実習助手の試験については、以上でございます。

#### 【質疑】

教育長

報告4については、いかがでしょうか。

黒田委員

教えてください。所有免許状等の資格等の要件を見直すということは、本年のことなんですか。

教職員課長

要件の考え方は昨年度と同じです。実習助手の方として現場でお仕事をしていただくにあたっては、免許状があったり、農業であれば、農業の関心の識見を持っていた



だいていて、生徒に対して教えていくような部分がありますので、必要な要件と考えているところです。

黒田委員

職業として経験をしている人というのは、この資格の中にはないんですね。結構感じるときがあつて、私は商業高校を出ていますが、社会に出たときに、それがすぐに役立つかという、なかなか難しいところがあつたりして、実際、自分が社会経験を通じて、こういうことをもっと教えてあげられれば、より生きた勉強ができるのではないかと思うときがあつたりします。なので、教員という免状に関しては、それは致し方ないかとは思いますが、実習助手という分野に関しての人物に関しては、そういう資格等で実社会で経験を持っている方のほうが、また教員の方とは違うカラーが出ていいのかなとふと思った次第ですが。

教職員課長

今回については、このような形ですけれども、どんな形のことができるかについては、考えていきたいと思います。

黒田委員

資格等のところは、この教育委員会の場をもっていろいろ検討していく余地があるということによかったですか。

教職員課長

実習助手の資格要件については、県によっても、いろいろ違いがある、考え方があるところもございます。そうした中で、当県の実習助手の要件も変遷してきているところもあります。そのときの実情に応じた形で、例えば、②のような項目も昔はなかったかと思ひますし、昔は高卒の方でもよかったこともあります。現場の実情とか、給与等処遇の改善、ご要望とか仕事の中身なども含めて、変えてきているところがありますが、ご示唆いただいたような内容について、今後、次年度等に向けて考えたいと思います。

原田委員

黒田委員と本当に同意見でありまして、高校を進学選択していく際に、こういった農業高校、工業高校、商業高校という先生方、もちろん進学していく子どもたちも専門学校、大学を含めありますが、すぐに社会に送り出すというのも念頭に入れた教育もしていますということを、よく進学の際にお聞きすることからすると、そういった黒田委員の意見も、今後、踏まえて検討していただきたい部分と、あと、年齢制限というのもどうなんですかね。私、計算間違いしてますかね、33年生まれというと、59歳ですね。今後、黒田委員の意見をもとにしていけば、社会経験を積んだとか、農業経験を積んだというところと、この年齢制限も、現役で働いている方がこういう助手というのは、なかなか難しくなるので、年齢制限の部分も踏まえて、59歳ならまだとてもお元気な方がいっぱいいらっしゃる現代なので、これは報告題としては報告を受けますということですが、今後の課題として、いろいろこの部分においては、考えていくところがあつてもいいのかなと思います。

教職員課長

わかりました。例えば身分でもいろんな形での雇い方があるかと思ひます。例えば、

これは正規職員ですので、定年が一応60歳となっていることからすると、そのアッパーが59歳でも、いろんな格好で、例えば大学を出てとか、こういうことを積んでという形で、農業に関係することであれば、大学を出て社会人の方でそれを終えて、会社をやめてこういうような格好で挑戦される方も、もちろんゼロではなく、いろいろある中で、59歳というのは、そんな形のもので。

逆に、実習助手というではなくて、非常勤の講師のようなもので、年齢に関係なく、識見だけどうかという考え方もゼロではないですが、大きな枠組みの中で正規職員としてフルタイムで責任を持ってやっていただく人物として、考えているところです。

教育長

ほかに報告4について、いかがでしょうか。よろしいですか。

—全委員が本報告を了承する—

#### ・審議事項

**報告5 平成28年度「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」（文部科学省調査）及び平成29年度「いじめの問題に関する児童生徒の実態把握並びに教育委員会及び公立学校の取組状況に係る調査」（県教育委員会調査）の結果について（公開）**

（山口生徒指導課長説明）

報告5 平成28年度「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」（文部科学省調査）及び平成29年度「いじめの問題に関する児童生徒の実態把握並びに教育委員会及び公立学校の取組状況に係る調査」（県教育委員会調査）の結果について

平成28年度「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」（文部科学省調査）及び平成29年度「いじめの問題に関する児童生徒の実態把握並びに教育委員会及び公立学校の取組状況に係る調査」（県教育委員会調査）の結果について、別紙のとおり報告する。平成29年11月8日提出 三重県教育委員会事務局 生徒指導課長。

お手元の資料1ページです。平成28年度「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」及び平成29年度「いじめの問題に関する児童生徒の実態把握並びに教育委員会及び公立学校の取組状況に係る調査」の結果について、ご報告をさせていただきます。

本資料は、大きく3つございまして、まず1つ目、1ページから4ページまでの部分が、児童生徒の暴力行為、いじめ、不登校等についての文部科学省調査となっております。

4ページから5ページにかけては、いじめにかかわる三重県教育委員会調査の結果をまとめております。このIの部分について私から、併せてIIIの今後の対応についても私から、中ほどの三重県調査の結果を小林対策監から報告をさせていただきます。よろしく願いいたします。

まず、1ページのIの調査です。この調査につきましては、10月26日の国の公

表に合わせて、先日、資料を提供させていただいたところですが、改めて調査結果の主な特徴についてご説明させていただきます。

まず、1 ページ2 の「(1) 暴力行為」についてです。暴力行為の発生件数は、全国で特に小学校で増加しておりますが、本県においては減少しました。中学校においては、全国で減少しておりますが、本県においては増加しております。

要因といたしましては、中学校での暴力行為については、衝動的なものや自分の感情をコントロールすることが難しく、暴力行為に及ぶケースの増加により、全体の発生件数も増加しているところです。

2 ページをお願いいたします。「(2) いじめ」についてです。認知件数につきましては、国の通知を受けまして、積極的ないじめの認知を進めたことにより、全ての校種において増加しておりますが、1, 0 0 0 人当たりのいじめの認知件数で、全国と比較しますと下回っております。特に小学校での認知に国との開きがあることが見てとれます。このことから、市町及び各学校に対しまして、積極的ないじめの認知について、一層の周知が必要と考えております。

また、本年3月に改定されました国の基本方針で、いじめの解消要件が「3カ月間はいじめが止んでいる状態が継続していること」というふうに変更されました。そのため、解消率については昨年度を下回っておりますが、全国と比較すると高い状況でございます。

続きまして、3 ページをお願いいたします。「(3) 不登校」についてです。不登校児童生徒数につきましては、全国と同様、小中学校において増加、高等学校で減少しました。小学校については、家庭の生活環境の急激な変化など家庭に係る状況が不登校の主な要因となっております。中学校では入学時の環境の変化による不安や、友人関係を巡る問題により、1年生で急増をしております。高等学校については、学業の不振や進路への不安が主な要因となっております。

4 ページ「(4) 中途退学」についてです。中途退学率につきましては、全日制・定時制で減少しましたが、通信制において増加したことから、全体としては昨年度と同数となっております。内訳としましては、学校生活、学業不適應を理由とするものが減少し、進路変更を理由とするものが増加しております。

(小林子ども安全対策監説明)

続きまして、私から毎年、三重県教育委員会が行っております「いじめにかかわる調査」の結果についてご説明をいたします。5 ページをご覧ください。

本調査につきましては、大津市でのいじめの事案を受け、平成24年に文部科学省が実施した調査を継続しているものであり、当該年度の上半期、4月から9月末までのいじめの認知件数等についての調査となります。

5 ページ(1) 上段の表にありますように、まず、いじめの認知件数につきましては、先ほど課長から説明がありました国の調査においては増加しておりますが、本調査においては、前年度の同時期に比べ全校種で333件減少しました。この結果から、今後も改めて早期発見、早期対応に取り組むため、子どもたちを丁寧に見守り、いじめを積極的に認知していくことが大事であるということを知りたいと思っております。

中段の「(2) 学校の取組状況」については、全ての校種において校内研修を実施しています。また、ほとんどの学校がいじめに関する学校の方針等を保護者等に公表する、児童生徒がいじめの問題について考える自主的な活動を実施しているという結果が出ております。

下段の「(3) 市町教育委員会の取組状況」では、いじめの問題に関する教員の研修会の実施、あるいは、指導のための手引きなどの作成、いじめの問題に関する教員の資質の向上に努めているところです。それとともに、いじめの問題への取組の重要性の認識を広めるなどの啓発活動を行っているところです。

詳しい調査結果として、別資料のいじめの問題に関する県独自調査の結果の概要を配付させていただきました。

(山口生徒指導課長説明)

それでは、6ページをお願いいたします。「Ⅲ 今後の対応について」です。今後の対応方針としましては、暴力行為につきましては、暴力行為の未然防止のため、子どもたちに感情をコントロールする力や良好な人間関係をつくる力を育成する取組を進めます。また、学校だけでは解決が難しい問題につきましては、生徒指導特別指導員、スクールソーシャルワーカーからなるチームを編成し、配置のスクールカウンセラーや関係機関、家庭と連携し対応してまいります。

いじめにつきましては、策定中の三重県いじめ防止条例（仮称）の趣旨を踏まえ、各学校に対し、改めていじめの認知の重要性を周知してまいります。また、指導上困難な課題を抱える学校につきましては、指導主事の派遣に加え、スクールソーシャルワーカー等の専門家の派遣等により重点的に支援してまいります。

不登校につきましては、新たな不登校を生まない取組として、子どもが主体となった授業や行事を実施し、仲間づくり、居場所づくりに取り組んでまいります。さらに、スクールカウンセラーを効果的に活用した教育相談ですとか、スクールソーシャルワーカーを活用して、福祉関係機関や教育支援センター、適応指導教室等と連携した支援を行ってまいります。

なお、現在、生徒指導課指導主事が、これらの調査の結果を受け、全市町の教育委員会を訪問して、詳細な聴き取りを行っているところです。その中で特に暴力行為につきましては、学校現場で学習環境を損ねるような状況がないかどうかを確認し、必要を認めましたら、直ちに支援につなげてまいります。

また、いじめにつきましては、先ほどからも申し上げておりますが、積極的な認知の重要性について周知していくとともに、特に対応の中で、金品をたかられるであるとか重篤な状況にある事案への対応について聴き取りを行い、今後の県の支援につなげてまいります。

不登校につきましては、特に教員との関係が原因で不登校に至ったというような事例の状況であるとか、教育支援センター等の連携の様子を中心に聴き取りをし、市町との連携を図ってまいります。

なお、7ページ、8ページの参考につきましては、先日、国から公表された暴力行為の発生件数、いじめの認知件数、不登校児童生徒数等の都道府県別の状況です。国公立の学校を合わせた数値となっておりますので、参考までに付けさせていただきます。

ました。

報告は、以上でございます。

#### 【質疑】

教育長

報告5は、いかがでございますか。

黒田委員

いじめの認知件数なんかの数値を見ると、これらが非常に教育委員会や先生方の取組の成果が出ているのかなと拝見しています。ありがとうございます。

5ページの「(3)市町教育委員会の取組状況」の中で、教師用手引き等の作成とありますが、これは何かたたき台になるようなものがあるのか、一から各市町で作られているのか、どういったものか、教えてください。

子ども安全対策監

こちらのほうからは、特にひな形的なことはお示ししているわけではないのですが、各市町で独自に手引き書等の作成をしているという状況でございます。

黒田委員

各市町で連携を取り合って、共有するということは可能でしょうか。

子ども安全対策監説明

そうですね。まだそこまでは至っておりませんが、そういうことは可能です。

原田委員

不登校の問題に関してですが、よく言われる中1問題というところで、小学校で過ごした6年間の生活から中学校に至るときの日常生活であったり授業であったりテストで成績がつくことであったり、大きな変化があるところなので、小学校と中学校の取組としてのパイプというか、小学生だった子どもたちが中学校になったときに、学校生活に非常に変化を感じる部分があるのではないかとというのは、親としてすごく思うので、そういった取組もしていただくといいかなと思います。中学校ってこんなところだよというところを小学校に教え込むという意味ではないのですが、徐々に自然に環境の変化に適応していけるような小学校生活から、ガラッと中学校になるのではなくて、徐々に中学校の中で成長していく過程という、ポンという変化のないような取組を中学校1年生問題のところを取り組んでいただけたらと。

昨日、本当に雑談の中で、子どもたちが驚いたのは、給食の時間が中学校はすごく短くて、急いで食べなければいけなくて、噛む暇もないと言っていたぐらい、現場はそんな声が出ていたりとか、些細なことですが、子どもたちのストレスがそういったところにかかっているのかなと思います。

不登校問題が起こったときに、スクールソーシャルワーカーとかスクールカウンセラーなどのところに行きづらい、学校に行けていないのに学校の中で開催されているそういうものに行きづらいというところがあるので、地域でもっとより気楽に相談できる先というのが、保護者の立場、子どもの立場というのは難しいかもしれませんが、不登校問題を抱えたときに、ここにある福祉関係、教育支援センターみたいなところがもっと認知されるものとして、確立されていくといいのではないかと思います。

スクールカウンセラーの先生が何曜日にいるというのは、子どもたちが学校のプリントとかでもらってくるのですが、そういった制度までは認知度が少ないのかなと思う部分と、あと、スクールカウンセラーの先生は、もちろん常勤ではなくて、結構限られた曜日の限られた時間というのもあるので、そういった部分の拡充というか、しっかりしていただけるといいかなと思います。

#### 生徒指導課長

新たな不登校を生まないというところで、今、大きく前から取り組んでいることが2つありまして、一つは魅力ある学校づくり事業がございます。例えば、中学校の先生が小学校へ行って、中学校はこんなところでこんな授業をするんだよとお話をさせていただいたりとか、小学校の子どもさんが中学校へ行っていろんな行事に参加をさせてもらったりというところで、それでギャップといいますか、段差といいますか、中学校ってこういうところだよねというのをよく子どもたちもわかったうえで中学校へ進んでいただけるような取組が一つあります。もう一つは、スクールカウンセラーの配置を中学校区という形で配置をしていますので、小学校で知っているとか、小学校で来ていたカウンセラーさんが、中学校に行ったら同じ人がいるというので、子どもも保護者さんも、あの人、前におってくれた人やなという形で相談しやすいようになるのではということに配置をさせていただいています。

それから、スクールカウンセラーは常勤ではありませんし、行かせていただく日も時間も大変限られたものではあります。中学校区へ配置しているということで、例えば、この小学校には本来月曜日に行くことになっているけど、おうちの方のご都合が火曜日がいいと。そしたら火曜日に行く学校と月曜日に行く学校をうまくチェンジをして、行っていただく、対応していただくというふうにフレキシブルに対応できるような形で配置をさせていただいているのが現実です。

#### 原田委員

学校のスクールカウンセラーの先生がいらっしゃる時間帯が、いわば働く保護者の方が多く中で、時間帯とバッチリ合っている時間とか、学校に行きづらくなった子が、友達がたくさんいる学校のとある教室に行かなければならないという部分においては、土曜日、日曜日にはスクールカウンセラーの先生はいらっしゃらなかったりしますね。部活動が土日にあるので、なかなかその部分の解消も難しいと思いますが、そういう時間帯的な部分においても、せっかくのシステムなので、より活用しやすいような形で今の取組を更に広げていただけたらいいかなと思いました。

#### 教育長

ほかに報告5についていかがでしょうか。

—全委員が本報告を了承する—

#### ・審議事項

#### 議案第32号 平成29年度三重県一般会計補正予算（第6号）について（非公開）

藤森教育財務課長が説明し、委員審議のうえ採決の結果、全委員が承認し、本案を原案通り可決する。

・審議事項

議案第33号 三重県立鈴鹿青少年センターの指定管理者の指定について (非公開)

議案第34号 三重県立熊野少年自然の家の指定管理者の指定について (非公開)

山本社会教育・文化財保護課長が説明し、委員審議のうえ採決の結果、全委員が承認し、本案を原案通り可決する。

・審議事項

議案第35号 懲戒処分指針の一部改正について (非公開)

小見山教職員課長が説明し、委員審議のうえ採決の結果、全委員が承認し、本案を原案通り可決する。

・審議事項

議案第36号 職員の人事異動(事務局)について (非公開)

小見山教職員課長が説明し、委員審議のうえ採決の結果、全委員が承認し、本案を原案通り可決する。